

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

## 原告 準備書面 50

(敷地内を南北に走る A-17 断層に関する被告側対応について)

令和4年4月15日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

## 第1 はじめに

本書面では、A-17 断層の活動性についての原告・被告の各準備書面提出状況や、原子力規制委員会審査会合での議論状況を踏まえて細分化した争点の内容、さらに、現時点での訴訟進行上の問題点等について言及する。

## 第2 A-17 断層に関連する主張書面の提出状況

### 1 断層自体の位置・性状・活動性に関する書面

#### (1) 原告側

- ・平成29年6月23日付原告準備書面32

本件原子力発電所敷地直下に南北に走るA-17断層が存在すること、この断層は活動性を否定できない活断層であること、そのため、本件原子炉核号機は新規制基準には適合しないことを詳細に主張した。

- ・平成30年9月21日付原告準備書面38

被告が原子力規制委員会審査会合に提出した資料、及び、平成30年2月28日に本件訴訟内にて被告が任意開示した本件原子炉敷地写真を踏まえ、準備書面32の主張を補充した。

また、断層相互の切り切れ関係で分かるのは、断層が形成された前後関係だけであることを主張した。

#### (2) 被告側

- ・平成30年11月27日付被告準備書面(32)

上記原告準備書面38に対する反論に関し、「被告は、新規制基準適合性確認審査の状況を踏まえ、敷地内の断層の活動性の評価についての被告としての評価が固まった段階で、改めて主張を行う予定である」とした上で、原子力発電所の断層の活動性評価の方法とこれに用いられる手法である切り切れの関係及び上載地層法とについて、基本的な事項（一般論）を説明した。

## 2 断層相互の最終活動時期を切り切られ関係で判定することの当否について

### (1) 被告側（平成30年11月27日付被告準備書面(32)）

地層累重の法則, 交差切りの法則や, 上載地層法について説明するとともに, 乙B第105号証「地学の調べ方」260頁～261頁の記載において「一つの断層が別の断層を切っている現象がみられる場合は, 切られた断層の方が先に発生したことが分かります(図15・11)。両者の断層面の性質などが違う場合には, 両者は系統が違うと考えられます。この関係を断層の新旧関係といい, 断層の発達史を考える上で重要な事項です。これらのことは, それぞれの断層どおしの関係についても同様です」と説明されていることなどを指摘した。

### (2) 原告側（平成30年11月30日付原告準備書面39）

地層累重の法則・交差切りの法則に言及した上で, 交差切りの法則は「ある物質が存在して, はじめてそれを切ったり削ったりすることができるのは自明の理」ということが根拠となっている以上, 特定の断層が対象物(岩体・断層)を切る関係にあるのであれば, 当該対象物は上記特定の断層が形成された時期より先に存在していたとはいえるものの, いずれかの断層が複数回活動していた場合, 最終活動時期相互の先後関係を判定することはできない旨を指摘した。

## 第3 A-17断層及びその活動性について, 争点の区分・整理

### 1 原子力規制委員会審査会合での議論状況

- (1) 平成29年6月23日付原告準備書面32の13頁以下で引用した被告作成資料からも分かるとおり, 当初被告がA-17グループと呼称していた褶曲群については, 原子力規制委員会審査会合における委員コメント等を踏まえ, 本件原子力敷地範囲内を含む部分について上載地層が存在しないこと, そのため「震源として考慮する活断層」と評価し「A-17断層」とすることについて被告は認めている。

(2) 令和2年7月3日第871回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告より、敷地内断層のうち活動性評価の対象とする断層の選定に関し、各断層につき他の断層に切られる断層に着目すると、「EW系断層（南傾斜断層）のうち、他の断層に切られず東西に数百mにわたって連続する断層が、最新活動時期が最も新しい断層と考えられる。これらをH断層系と呼称し、活動性評価の対象とする断層として選定する。」と説明されている（コメント回答資料79頁）。

## 2 A-17断層の活動性強化について、訴訟上で整理・区分できる争点

上記のとおり、原子力規制委員会審査会合での議論も踏まえると、A-17断層の活動性評価については、より細目化すると、概ね以下のように整理できると思われる。

- ① A-17断層について、それ自体につき上載地層法によって活動性を否定できるか。
- ② 上記①が否定できない場合、これと切り切れ関係がある他の断層（例えばH断層系）について活動性を否定することにより、A-17断層の活動性を否定することができるか。
- ③ 上記②の手法が認められる場合、問題となる他の断層（例えばH断層系）自体につきその活動性を否定できるか。

## 第4 A-17断層の活動性に関する被告会社ウェブサイトによる公表状況

被告会社ウェブサイト「浜岡原子力発電所敷地周辺の活動性評価における『A-17グループ』の活動性評価について」というページ<sup>1</sup>では、「新規制基準適合性に係る審査会合（平成28年3月18日）の『上載地層が存在しない範囲について、より慎重に検討すること』とのコメントを踏まえて、より安全側に立って慎重に確認する観点から、『A-17グループ』のうち上載地層が存在しない範囲

<sup>1</sup> [https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/anzen/setsubitaisaku/danso/survey\\_01/](https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/anzen/setsubitaisaku/danso/survey_01/)

の地下に、断層があるものとして、地震動・津波等による敷地への影響の確認を行うことにしました。」「敷地内の活動性評価については今後の審査会合で説明してまいります。」「今回想定した断層は、敷地内の重要構造物に影響を及ぼすようなずれを生じるものではないと考えています。」と述べられた上、下記図が掲載されるなどしている。

#### 将来活動する可能性のある断層

##### 敷地周辺の活断層の評価

##### 地震動・津波等による敷地への影響の確認に用いる震源となる断層

##### ■ 浜岡原子力発電所の敷地の近傍にある褶曲群の活動性評価

「A-17グループ」と称する褶曲については、複数の地点で上載地層に変位・変形が見られないこと、上載地層が存在しない範囲についても部分的な活動を示唆する構造が見られないことを確認しており、**活断層ではない（将来活動する可能性がない）ものと考えています。**



##### ■ 新規制基準適合性に係る審査会合コメント（平成28年3月18日）

敷地近傍の褶曲群「A-17グループ」について、上載地層（12～13万年前の地層）が存在しない範囲について「震源として考慮する活断層」に該当しないか、より慎重に検討すること。

##### ■ 審査会合を踏まえた当社の対応

審査会合コメントを踏まえて、**より安全側に立って慎重に確認**する観点から、「A-17グループ」のうち上載地層が存在しない範囲（15.7km※）の地下に、断層があるものとして、**地震動・津波等による敷地への影響の確認を行うこととしました。**

※平成28年11月4日の審査会合にて、6月17日の審査会合で説明した上載地層が存在しない範囲（14.1km）について、よりデータが充実している地点までとして見直し、15.7kmとしています。

##### 敷地内の活断層評価

##### 敷地内の重要構造物に影響を及ぼすようなずれを生じる断層等

なお、このページについては、インターネット上のサービス「Internet Archive」によって少なくとも2021年（令和3年）3月17日時点には存在していることを確認した。

## 第5 本件訴訟進行上の問題点

### 1 被告が主張書面を提出しないこと

本書面第2で述べたとおり、被告はA-17断層の活動性に関する主張につき、「新規制基準適合性確認審査の状況を踏まえ、敷地内の断層の活動性の評価についての被告としての評価が固まった段階で、改めて主張を行う予定である」として、本期日の時点においても具体的な主張書面を提出していない。

2 反論の対象となる原告書面の提出から長期間が経過していること

令和4年4月19日口頭弁論期日時点において、平成29年6月23日付原告準備書面32の提出、同年7月6日口頭弁論期日での陳述から4年9か月以上が経過している。

3 一部の主張についての書面提出は可能と思われること

本書面第3で述べた原子力規制委員会での審査会合での議論状況や、これを踏まえて整理できる争点の細目、本書面第4で述べた被告会社ウェブサイトでの公開内容、進行協議期日における調査状況等についての被告代理人発言等からすると、少なくとも本書面第3の2で挙げた争点細目のうち①及び②につき被告が主張書面を作成・提出することは十分可能な段階にあるように思われる。

4 被告の訴訟対応に対する裁判所の訴訟指揮

令和2年12月3日の口頭弁論期日において、原告代理人から書面提出期限を指定して欲しいとの申入れなどを受け、当時の裁判長（小池あゆみ裁判官）が遺憾の意を述べた（SBSニュース番組News450などでも報道）。

しかし、それ以上に、具体的な書面提出期限を区切る等の訴訟指揮はなされていない。

5 本件についての民事訴訟法上の問題点

(1) 民事訴訟法2条

民事訴訟法2条は、裁判所及び当事者の責務として、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。」と定めている。

(2) 広島高等裁判所岡山支部平成15年6月13日判決（訟務月報51巻5号1

139号)

民事訴訟における判決言渡しが口頭弁論終結の11カ月弱後となったことについて、「判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にしなければならない。」と定める民事訴訟法251条1項と国家賠償法1条1項の違法との関係が問題となった事案であるが、同判決は、

「民事事件の審理を担当する裁判官は、すべての事件について2か月以内に判決を言い渡すべき法的義務を負うものではないが、法2条の趣旨に違背することのないよう、できる限り迅速に判決言渡しをするように努めなければならず、事件が複雑である場合その他特別の事情がある場合でも、裁判官としての客観的良心ないしは職業倫理に従い、誠実に職務権限を行使しなければならないのであって、その判決言渡しについて、当該裁判官が違法又は不当な目的をもってこれを遅延したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認め得るような特別の事情がある場合には、当該裁判官の職務行為は、国家賠償法上違法の評価を受けるものというべきである。」と判示している。

### 3 小括

#### (1) 本件の訴訟進行に照らした検討

上記裁判例のいう民事事件の審理を担当する裁判官は「裁判官としての客観的良心ないしは職業倫理に従い、誠実に職務権限を行使しなければならない」という点は、判決言渡しの場面に限らず、民事訴訟の各場面で遵守されるべきものである。

本件訴訟においても、原告の主張に対し被告が反論書面を提出しない状態が長期間続いていること、原告側より提出期限の指定などの適切な訴訟指揮の発動を再三求めていること、それにもかかわらず、裁判所において提出期限の指定や主張制限などの訴訟指揮を発動することなく被告の訴訟態度を容認していることに照らせば、本件における裁判所の訴訟指揮の行使・不行使について

は、違法性を有する領域に差し掛かっている。

(2) 再度の申入れ

上記の点を踏まえ、原告としては、改めて、裁判所に対し、A-17 断層の活動性についての被告準備書面の提出期限を指定する、ないし、主張制限する等の訴訟指揮・職権発動をすることを強く求める。

以 上